

会議名 財務常任委員会

日 時 令和8年6月 10 日(水) 午前 10 時～午前 11 時 33 分

場 所 第2・第3委員会室

出席議員(14 名) 委員長 水野忠三 副委員長 堀江珠恵 委 員 梅村 均
委 員 片岡健一郎 委 員 鬼頭博和 委 員 谷平敬子
委 員 大野慎治 委 員 日比野 走 委 員 井上真砂美
委 員 伊藤隆信 委 員 関戸郁文 委 員 塚崎海緒
委 員 木村冬樹 委 員 榎谷規子

欠席議員 なし

説明員 総務部長 中村定秋、市民協働部長 伊藤新治、福祉部長 佐野剛、健康こども未来部長 西井上剛、建設部長 西村忠寿、消防長 加藤正人、教育部長 石川文子、総務部専門監 西山慎太郎
企画財政課長 井手上豊彦、同主幹 小出健二、行政課長 兼松英知、同統括主査 宇佐美祐二、協働安全課長 竹井鉄次、同統括主査 小林久之、市民窓口課長 佐野亜矢、同統括主査 伊藤俊樹、福祉課長 古田佳代子、同主幹 小南友彦、同統括主査 水谷正樹、長寿介護課長 浅田正弘、同統括主査 須藤隆、健康課長 富邦也、同統括主査 寺尾健二、こども家庭課長 佐久間喜代彦、同主幹 水野功一、同統括主査 南端隆佳、同児童館長 山口友恵、都市整備課長 加藤淳、同統括主査 櫻井陽介、維持管理課長 竹安誠、同主幹 吉田ゆたか、同統括主査 中村隆志、上下水道課長 田中伸行、同主幹 大橋透、総務課長 小川薫、同統括主査 木村裕樹、同統括主査 近藤友洋、生涯学習課長 中野高歳、同統括主査 黒田かおり、同統括主査 山内雅史

事務局出席 議会事務局長 丹羽至、同主任 村瀬雄哉

付議事件及び審議結果

議案番号	事件名	採決結果
議案第 60 号	令和8年度岩倉市一般会計補正予算(第1号)	賛成多数 原案可決
議案第 61 号	令和8年度岩倉市介護保険特別会計補正予算(第1号)	全員賛成 原案可決
議案第 62 号	令和8年度岩倉市上水道事業会計補正予算(第1号)	全員賛成 原案可決

財務常任委員会（令和８年６月10日）

◎委員長（水野忠三君） 皆様、おはようございます。

ただいまから財務常任委員会を開催いたします。

当委員会に付託されました案件は、議案３件であります。これらの案件を逐次議題といたします。

審査に入る前に、当局から御挨拶をお願いいたします。

◎総務部長（中村定秋君） 皆さん、おはようございます。

本日は早朝より交通安全街頭指導に御協力いただき、ありがとうございます。

今回補正につきましては一部新しい事業なんかも含まれておりますので、丁寧な答弁に努めてまいりたいと思っております。

それから実はこの間、６月に補正予算を提出させていただいた後にまた追加で補正をしなければいけないような案件も出てまいりまして、追加をまた予定しておりますので、その際にはよろしく願います。

それと、先日国のほうで補正予算が成立しまして、地方に交付する臨時交付金ですね、あちらが国の予算としては1,000億円、本市への交付限度額が金曜日の日に示されまして、それが1,700万円ということでございます。令和７年度から繰り越してきた事業の一部残みたいなのも見込まれるものですから、そうしたものと合わせると4,000万ぐらい、今交付金がまだ使える部分があるのかなというところで、やはりいち早くその使途については決めていきたいなと思っております。なかなか、これをこの短い間に議論するとか検討するというのは難しいんですが、それでもできるだけ早いほうがいいと思っていまして、もし間に合えば、その分についても一部もしかしたら追加の中に入れることがあるかもしれませんが、その際にはぜひまたよろしく願いをいたします。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ありがとうございます。

それでは審査に入ります。

議案第60号「令和８年度岩倉市一般会計補正予算（第１号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳出から行います。

初めに、款２総務費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款２総務費についての質疑を終結いたします。

続いて、款３民生費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） 生活保護総務費の保護費等の追加給付事務費についてお聞かせください。

2013年から2015年にかけて生活保護費の削減が行われたのが最高裁で違法とされて、減額された分全額ではありませんけど、その期間に保護を受けていた人に追加給付されるという、そういう事業であります。その時点から現在に至るまで受給されている方は非常に分かりやすいのかなと思いますけど、2013年から2015年に受給をしていたんですけどその後受給していない方を追跡するのが非常に難しいのかなというふうに思っています。

それで、この事務についてどういう流れで進めていくのか、今言ったような課題についてどういうふうな対応がされていくのか、教えていただきたいと思います。

◎福祉課主幹（小南友彦君） 今お尋ねのまず保護、受給中の方に関しましては今受給をされているということもありますので、この後、御議論いただいた後7月から8月にかけて支給をさせていただく予定です。

お話がありました廃止をされた方に関しましては、今お話しいただきましたように、やっぱり居所が不明であったりそういった状況もございますので、申出をいただいて、審査をして支給をさせていただくという流れになっています。その後になりますので、8月以降ということで考えさせていただいております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 追跡が難しいところがあると思うんですけど、申出があった場合ということでもありますので、その申出をしっかりともらえるような周知が大事だと思いますが、その周知についてはどのような形で行われるのでしょうか。

◎福祉課主幹（小南友彦君） 廃止の方に関します周知に関しましては、国のほうが主となってインターネット広告ですとかラジオ等々でお知らせをしていくということになっております。

また私ども、受給をされている世帯に関しましても、その間他市の機関で

受けていらっしゃる方等が分かればそこに申出をするように、また申出のお手伝いはするようにさせていただく予定でございます。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

国の周知方法が十分であればいいんですけど、なかなかどうなっていくのか分からないところがあります。市でもできるだけ以前の受給者についての追跡をやっていたきたいなというふうに希望しておきます。

そうするとまた事務費の関係に関わってくるところですけど、この事務費の関係での会計年度任用職員の報酬だとか時間外勤務手当、こういったところについて積算の内訳を教えていただきたいというふうに思います。

◎福祉課主幹（小南友彦君） 追加給付に関しまして、1人会計年度任用職員を専門で採用させていただく予定であります。1名の採用と、あと生活保護のケースワーカーがそれぞれシステムに入力等をさせていただきますので、その職員の時間外ということで、1人の職員に過重な負担がかからないように割り振りをしながら進めさせていただきたいと思っております。以上です。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

この事務費の期間といいますかね、積算した期間というのはどうなんでしょうか。

また、国のほうはこの追加給付については期限みたいなものは設けられているのかいないのか、その辺についてもちょっと教えていただきたいと思えます。

◎福祉課主幹（小南友彦君） 期限につきましては、この7月から3月までで予算を年度いっぱい組ませていただいております。

その申請の終期につきまして、終わりににつきましては国からまだ特段指示がございませんので、まずは年度末で組ませていただいているところでございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 私からも生活保護総務費についてなんですが、今、廃止されている人は居所が不明な人が多いということですが、他市に行かれている場合は、先ほどもちょっとお答えがあったんですが、他市のほうで手続をして、お支払いは、そのとき岩倉で受けていた場合は岩倉から支給することになるのでしょうか。

◎福祉課主幹（小南友彦君） 追加給付の期間に受けていた自治体で申請をして支給を受け取るというものになっております。なので、岩倉市で今受給している方も、その期間岩倉市の生活保護でなければ、その当時受けていた

自治体に申請をして支給をしてもらうという形になります。

◎委員（梶谷規子君）　なので、そのときに岩倉市で受けていた人が他市にいらっしゃる場合、他市の福祉事務所で手続をして、それが受けていた岩倉市に連携できるようなことはできないでしょうか。

◎福祉課主幹（小南友彦君）　ちょっと連携の内容がどういうものかというのはあるんですけども、基本的に廃止の方に関しては、廃止の方からの申請に基づいてやっておりますので、他市とこちらからこういう方がいるよということで、御本人様に申請をこういうふうにするんだよというのをまず受給者の方にはお教えさせていただいて申請のお手伝いをさせていただくというところになると思います。他市も同様な形になるのかなとは思いますが、ちょっとすみません、趣旨と違っていたらあれですが、考えております。

◎委員（梶谷規子君）　住所が異動をしている場合も申出が受付しやすいように御配慮していただきますよう、よろしくお願いします。

もう一点、別の質問ですすみません、心身障害者福祉費のほうでお聞かせください。

障害福祉サービスの報酬改正に当たってということで、システム改修が国費2分の1出ているわけなんですけど、その報酬改正によって福祉サービスを受けている方にとってサービス利用料に、負担が変わるとかそういった状況はないでしょうか、お聞かせください。

◎福祉課統括主査（水谷正樹君）　今回の報酬改定に伴ってというところでは、処遇改善加算というものが拡充されます。

この処遇改善加算については、サービスの報酬に加算がされるものになります。その報酬に1割の利用者の自己負担をするという形になっておりますので、利用者によっては負担が増加しますが、1か月ごとに自己負担の上限額というのが決まっておりますので、これまでも上限額に達していた人については影響はないという形になります。

◎委員（梶谷規子君）　「上限額に達していた人」に対しては影響はないということですが、利用者によってはこの改定されることによって利用料が上がるという場合もあるということでしょうか、お聞かせください。

◎福祉課統括主査（水谷正樹君）　これまでも上限に達していた方については、恐らく今後も上限を超えているだろうということで、影響が出てこないものだと思います。一方で、上限に達していなかった方については、その加算がされた分の自己負担が上がるという形になっているものになります。

◎委員長（水野忠三君）　よろしいですか。

◎委員（梶谷規子君） サービスによっては加算された部分がそれぞれまちまちなんだろうが、どれぐらい負担になるか、標準的なものみたいなのは難しいでしょうか。

◎福祉課統括主査（水谷正樹君） 今回の改定では多岐にわたるサービスが、加算の種類だとかそういったものによって加算率が変わってきてましてなかなか試算が難しいものでございます。申し訳ありません。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款 3 民生費についての質疑を終結いたします。
暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開します。
続いて、款 4 衛生費についての質疑を許します。
質疑はございませんか。

◎委員（谷平敬子君） がん患者医療用補整具購入費補助金ということでエピテーゼのことなんですけれども、これは 1 人 1 回の利用制限になっているんですけれども、エピテーゼは経年劣化や再手術、再製作が必要な場合もあるんですけれども、複数回今後補助を検討する余地はあるのかをちょっとお聞かせください。

◎健康課統括主査（寺尾健二君） この岩倉市がん患者医療用補整具購入費補助事業というのは、愛知県がん患者アピアランスケア支援事業費補助を活用して行っています。補助対象者や補助対象費用なども、愛知県の条件に合わせたもので実施している形です。補助の回数につきましても、愛知県の条件に合わせて、医療用ウィッグ、乳房補整具、エピテーゼの区分ごとに、1 人につきそれぞれ 1 回という補助でやっていく予定です。現在のところ、複数回の補助へ拡大する予定はございませんが、今後の愛知県や近隣市町の動向を注視していきたいと考えております。

◎委員（谷平敬子君） またこの補正額の 10 万円の積算根拠、5 件で 2 万円とされているんですけれども、この件数の設定の根拠をお聞かせください。

◎健康課統括主査（寺尾健二君） エピテーゼについてですけれども、今年の 4 月より愛知県のがん患者アピアランスケア支援事業に新たに加えられたものなので県内の実績件数というのは把握できていない状態です。近隣市町のほうにもこの件について問合せしましたがけれども、件数の見込みの積算に

ついでの情報を得ることはできなかったもので、現在補助対象となっている乳房補整具の件数に合わせて、5件という見込みの件数にしております。来年度以降は実績を基に予算計上したいとは考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款4衛生費についての質疑を終結します。
暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。
続いて、款7土木費についての質疑を許します。
質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） 土木費の中の道路維持費でお聞かせください。

五条川堤防道路ポケットパーク内設備撤去・整地工事で1,081万6,000円計上されておりますが、私は昨年9月議会で、ポケットパークの撤去・整地工事の設計業務委託料が467万5,000円は高過ぎるんじゃないかと指摘して、挙げ句の果てに工事費1,081万6,000円だともう設計費が4割を超えているというのはさすがに高くないかと、そのときは青少年宿泊施設の撤去のお金が300万ぐらいで、それに比べても、工事費に比べてもちょっと明らかに高い。

そのときも指摘したんだけど、工事費が1,000万というのになると4割を超える設計費というのはなかなかないぞと、その辺のところはどのように考えているのかお聞かせください。

◎維持管理課統括主査（中村隆志君） 去年の御指摘のとおり、設計書をそのとおり発注していましたが、現地のほうを確認して見直したところ擁壁工のほうが必要なかったということが判明しまして、実際の460万程度の設計費に関して大分変更契約で最終的には安くなっておりますので、すみません、ちょっと決算額については、最終的には415万1,400円となっております。

◎委員（大野慎治君） 入札が税込みで399万円だったんで、そんなに安くなっていないわけですよ、別にね。20万ぐらい安くなったぐらいでやっぱり4割を超えるような設計費というのは僕から考えるとあり得ない、ちょっと高過ぎる、この工事、単体工事から見ればね。

だから、そういったところはもうちょっと精査しないといけないのではないかと思いますのでちょっと注意してください。

次の質問に移ります。

◎委員（片岡健一郎君） ごめんなさい、ポケットパークでちょっと伺います。

無償でお借りしていたということですが、こういった場合というのは、要は最低でも何年貸していただくとか、そういう市の基準みたいなものはあるんですか。例えば造ったはいいけど数年で返してくれというふうに言われてしまうと非常に、費用に対して回収できない、要はあまり使われないうちに土地を返さなきゃいけなくなってしまうというおそれもあるんですけど、そういった基準というのは、最低何年貸していただくというそんなものはあるんでしょうかね、それで今回はどうだったのかお聞かせいただきたいと思います。

◎維持管理課主幹（吉田ゆたか君） すみません、今回のポケットパークの件の契約になりますが、今回の場合ですと10年間はそのままの状態を使って、11年目以降につきましては毎年お互い異議申立てがなければそのまま継続していくという契約になっております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款7 土木費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

続いて、款8 消防費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款8 消防費についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

続いて、款9 教育費についての質疑を許します。

質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） ちょっと素朴な疑問なんですが、大上市場区が令和8年度に文化庁補助金を受けて山車の水引幕の修繕を実施すると、それで水

引幕の修繕なんです、こういったときに文化庁の補助金がもらえるのかというのが、山車に関しての基準というのはどのように決まっているのかお聞かせください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） このたびの山車の修繕に活用する文化庁の補助金ですけれども、文化芸術振興費補助金といったものとなっております。この補助制度の中で、地域文化財総合活用推進事業、地域伝統行事・民俗芸能等といったものが山車の修繕を行うに当たって対象となっている事業になりますけれども、補助の対象となるものとして、有形文化財であったり伝統芸能、民俗芸能のような無形文化財を対象としておりまして、目的としては伝統文化の次世代への継承を目的としたものというようになっております。

◎委員（大野慎治君） そうしますと、今後、各町内の山車は文化庁の補助金を受けて修繕することになるのか、そういった方向性なのかお聞かせください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） あくまで申請自体は山車保存会ということになってまいります、生涯学習課としてはこういった活用できる補助金というのは紹介して、ぜひ活用しながら修繕をしていていただきたいと思いますので、そのような考えでおります。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） ちょっと関連しますが、この文化庁の補助金、有形、無形の関係の文化財の継承についての補助金というのはどんな決まりがあるのでしょうか。例えば1自治体で1回だとか、年に、そういうような縛りがあるのかどうかということと、あとちょっと聞きたいのは、山車が3つあるものですから、まずはやっぱり国の補助金を申請して認められたことが優先されるというふうに思いますけど、ふるさとづくりのふるさとといわくら応援寄附金の関係の補助金も出すわけで、そういった特定財源を考える上での順番といいますかね、その辺の考え方も少し教えていただきたいというふうに思います。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 文化財の補助金について、1自治体に1つといった、そういった縛りがあるということは聞いてはおりません。

順番につきましては、基本的には国の補助金を活用していただいた上で、それでもさらに足りない場合は市の補助金を活用して残りを山車保存会に負担いただくような、そんな順番で考えております。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。
よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 以上で、款 9 教育費についての質疑を終わり、歳出の質疑を終結いたします。

続いて、歳入についての質疑に入ります。

歳入全般について質疑を許します。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、歳入についての質疑を終結いたします。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

続いて、第 2 表 債務負担行為補正についての質疑に入ります。

この債務負担行為補正については、正・副委員長で協議した結果、項目が 2 つありますので、ちょっと 1 つずつに分けさせていただいて議論が錯綜しないようにしたいと思います。

まず初めに、放課後児童クラブ運営委託料のほうを中心に質疑をお願いし、その後、総合体育文化センター及び屋外スポーツ施設指定管理料のほうを後にしたいと思います。

特に御異議はございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、そのように決しました。そのようにさせていただきます。

それでは、まず第 2 表 債務負担行為補正の中の放課後児童クラブ運営委託料、こちらのほうを中心に質疑はございませんか。

◎委員（大野慎治君） ちょっと議会だより用に、すみません、委員会で質疑しなきゃいけないので改めて僕がもう一回聞きますが、今回民間事業者に放課後児童クラブの運営を委託した経過及び目的についてお聞かせください。改めて、すみません。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 放課後児童クラブを民間委託するという方針に至った経緯としましては、まずもって令和 4 年度から岩倉市民間活力活用推進委員会においてこの項目が上げられまし

て、そこで委託化を検討するということになりました。その中で、令和6年度にはさらに前進するということで、令和7年度からはさらに具体的な委託に向けた検討を進めるということになりました。それを受けまして、こども家庭課のほうでは、子育て家庭支援策検討プロジェクトチームというこども家庭課以外からの志ある職員を募ったプロジェクトチームを結成しておりますので、その中で議論を行ってきまして、最終的には実施計画に計上ということで今に至っているということになっております。

目的としましては、まずもって民間活力活用推進委員会においても、そういった民間の活力を活用してより質の高い行政サービスを行っていくことと効率化を目指すというところがございます。

私どもがそのプロジェクトの中で議論した点においては、放課後児童クラブを委託化するということで、やはり専門事業者により様々な遊びであるとか放課後の過ごし方、健全育成についての手法というものを取り入れていきたいということであるとか、あとは職員の人員の確保、そういったところもやはり専門的な事業者の手法でもって安定的な人材の確保であるとか、それとあとやっぱり人材の育成ですね、支援が必要な子どもであるとか、様々な背景を持った子どもに対する接し方であるとかですね。昨今、昨日の条例にもありましたけれども、そういった法令に対応する等の人材の育成、そういった点もやはり民間事業者は充実したカリキュラムがあるということが分かっております。そういった点で、より質の高い放課後の児童の健全育成というものを目指していくということ。

あと、保護者の方からも常々様々な御要望、御意見をいただいているわけなんですけれども、その中でも要望が高いのが学校の長期休業、夏休み等の学校が長期休業の間の昼食の提供を何とかやってもらえないかという声は常々いただいておりますけれども、ちょっとその辺がなかなか直営の部分では私どももどう算段をつけていいかというところができなかったものですから、そういったところは民間事業者がやはり既に多くで実施しているところがございますので、そういったところも導入していけるのかなということも考えております。

あと、現状こちらの職員体制のところ、今児童館の正規職員が10人体制というところで、児童館7館と放課後児童クラブ5施設を受け持っているというところがなかなか、かなりの負担があるというところがあります。

今、児童館のほうも子どもの居場所というところで、こちらは18歳までの子どもというところで、幅広いより子どもの年齢層に対する居場所というところを充実していかなくてもいけないというところもございますので、ここ

は、そういった意味で放課後児童クラブのほうは専門の事業者をお願いをして、児童館の職員はそういった児童館のほうの機能の充実を図っていこうとそういったようなことを総合的に勘案しまして、委託化を進めていくという決断に至ったものでございます。

◎委員（大野慎治君） すみません、本会議の中で、民間委託すると人件費が約79%で、大体諸経費が21%ぐらいであるというのはお聞きしたんですが、今の職員体制での人件費はおおよそどれぐらいかかっているのかお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 現時点、令和8年度予算で申し上げますと、児童館職員の職員等管理費でおおよそ8,000万円程度、こちらは正規職員の部分になっております。それから、放課後児童クラブの運営事業費の中で、会計年度任用職員の報酬やその他手当等を合わせまして1億3,000万円程度、1億3,000万円弱かかっているという状況になっております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（大野慎治君） 民間事業者に委託するということで、今後公募プロポーザルになるのかどうか分かりませんが、どのような方式で民間事業者を選んでいくのかお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 事業者の選定につきましては、やはりまずもって単純な経費の比較のみでははかれない部分が大きいというふうに考えております。

プロジェクトの中で検討してきた中では、やはり民間事業者に対する不安というところも懸念されまして、小規模な事業者とかですと途中で人材が集められなくなってしまうとか、その他もろもろの理由で撤退をするというような事例も、少数ではありますが全国的には事例はあるというところもございます。

ですので、私どもとしましては、やはり経費的にほとんどが先ほどおっしゃられたとおり人件費でございますので、私どもが十分な予算を確保した上で、単純に安いからよいということではなくて、いかに安定的かつ質の高い放課後の児童の健全育成を提供できるか、また、その上ではどのような人材の育成であるとか、あと地域人材の活用とか、様々な提案があると思いますのでそういった独自の事業者の提案等も受けた上で審査していきたいと思っておりますので、公募型のプロポーザルを考えております。

◎委員（大野慎治君） 来年度予算になってしまいましたが、今回債務負担行為で決まったら保護者の方にどのように周知していくのか、これから、今後、

その今後の周知の仕方についてお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 児童クラブの現状やっている実施の時間であるとか、あと放課後児童健全育成手数料等は現状から変更する予定はございません。

また、委託業務の範囲としましてはあくまで児童クラブの運営という部分に限って、その他の入所の受付であるとかそういった事務は市で行うことを考えておりますので、保護者の皆様には基本的には大きな変わりはなく、安心して児童クラブを使っただけのような形を目指しておりますので、まづもって今議会でこの債務負担行為についての御予算の議決をいただきました後には方針については御説明させていただきまして、来年4月の入所の申込みの受付がまた10月から始まりますので、その時点では事業者もおおむね決定はしていると思いますので、事業者も交えて詳細な説明を行っていききたいというふうには考えております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 総合計画の実施計画で初めて提起されてというところで大幅な、それもしか急な方針変更だというふうに捉えています。それで、まずはこの放課後児童クラブの運営を民間委託しているという全国の状況や県内の状況、あるいは近隣市町の状況を把握している範囲で教えていただきたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 令和7年度の状況ではありますけれども、近隣では一宮市と北名古屋市が全ての児童クラブを委託しているということです。春日井市や小牧市、豊山町につきましては一部のクラブを委託しているという状況でございます。

県内で見ますとおおむね約50%のクラブが委託化されていると、全国的に見ますと70%のクラブが既に委託されているという状況でございます。

◎委員（木村冬樹君） 具体的に名前が出たところでお聞きします。

全ての放課後児童クラブを近隣で民間委託している一宮市、北名古屋市といったところはどのような事業者に委託しているのか。例えばこの近隣の業者がいるのかどうか、それとも、例えば東京だとか大阪だとかこういったところの業者に委託しているのかという、その辺の状況を少し教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 北名古屋市の状況ですと、北名古屋市内のNPO法人に委託しているということを聞いております。一宮市のほうにつきましては、ちょっと把握はしておりません。

◎委員（木村冬樹君） 分かりました。

本会議の質疑の中では、こういう委託事業を受託できる事業者は多数あるということですが、市内の事業者では困難ではないかという、そういう答弁だったというふうに思います。

こういった点も含めて、ちょっとこれから経過を見ていかなきゃいけないなというふうに思っているところですが、今岩倉の放課後児童クラブの状況でいいますと、ニーズが非常に増えて、児童数が増えているというところがあって、長期休暇のときなんかはいろんな施設を使ってやっているというところだというふうに思いますが、こういった一人一人の子どもを把握し切れないような状況が、現状では厳しさがあるというふうに思っているところで、そういったものに対して民間委託で改善が図っていけるのかというところはどのように考えているのかを教えてくださいたいと思います。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 現在、本当に年々児童クラブの登録の児童数というのは増加しているという状況でございます。その一方で、やはり個別の児童に対する支援というのは今、これまでも行ってきましたし、今後も引き続き事業者には引き継いでいくということを考えておりますし、そのための体制づくりについては現状の職員体制を基本としたことをそのまま引き継いでいただくということはきちんと要求をしていくつもりでございます。

◎委員（木村冬樹君） これ4年間の年度の債務負担行為補正で限度額が示されているわけで、実施計画の中では今年度、令和8年度は予算がついてなくて、9年度からというところであったと思います。それで、この8年度の間でどのぐらいの予算を考えているのかということと、具体的に事業者を選定していったりするところだと思いますけど、その積算の内訳を令和8年度について、それから令和11年度はどのぐらいの予算になるのか、こういった点についてもちょっと教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 債務負担行為の設定につきましては、令和8年度から令和11年度までということで設定をさせていただいているところでございますけれども、8年度につきましては契約は締結をさせていただきます。ただし、先ほど説明等、あと引継ぎとか準備行為というところで考えておりまして、実際に8年度の支出というものは予定はしておりません。ですので、費用としましては、令和9年度から令和11年度まで実質3か年分を債務負担行為として計上をさせていただいております。

令和9年度は1億8,021万円を見込んでおりまして、順番に人件費の今後の上昇を見込んで、9年度は1億8,021万円で、10年度が1億8,854万円で、

令和11年度は1億9,754万円というふうに徐々に費用が上がっていくということを想定して積算をさせていただいております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（梅村 均君） コストの関係ですけど、先ほど人件費の件でお聞きはできたんですが、全体的に民間委託した場合と直営でやった場合のコスト比較というのがどんな感じなのかなという、債務負担行為の5億6,000万を3年で割ったら1億8,000万ぐらいかかるのかなという目安をつけながら、ただ、現状の予算でいくと、運営費が1億3,000万に正規職員のお金がかかって、清掃委託だとか施設の関係がのってくると、ひょっとして民間委託のほうが高いんじゃないかなというような気もするんですが、この辺の比較はどんなふうに試算されていますでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） こちらの試算に関しましては、おっしゃられるとおり、児童館運営事業費の科目だけで見ますと1億3,000万円程度ですけれども、ここには正規職員の人件費が書かれておりませんので、正規職員は児童館と放課後児童クラブとを掛け持っているという、その辺の労力の配分等も勘案しますと、やはり合わせて1億8,000万円程度は直営の現状で費用がかかっていると、そういったことも見まして、3か年でトータルして比較をしますと一般財源ベースで3か年で300万円程度の削減にとどまるというような試算となっております。なので、事業費のほとんどが、人件費がかかるという部分で削減の効果というものだけに着目するとそれほど大きな効果はないというふうには考えております。

◎委員（梅村 均君） 分かりました。

コスト的な大きなメリットはなくても、内容が民間のほうで、さっき夏休みの長期休暇のお弁当だとかいろんなことも言われましたんで、内容がよくなるんだろうなというふうには受け止めております。

もう一点ちょっとお聞きしたいのは、子どもたちの安全の確保ですとか、事業の質の向上というか保全というかそういった面については、これを委託するものですから、市としては何かどんなような関わりを持つというか取組をされるお考えかというところでお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 安全確保につきましては、やはり最重要な課題だというふうに考えておりますので、そこらは当然保全されることを前提に事業者を選定していくということを考えておりますし、その際には防犯や防災、事故発生時の対応のマニュアルですとか訓練の実施の状況、そういったことについてもきちんと確認をして、十分

な職員配置であるとか事業者独自の高度な研修プログラムによる職員の質の向上というものも高く評価して選定していきたいというふうに考えております。

◎委員（梅村 均君） もう少しすみません、今後のスケジュール的なことで、6月議会で採決が必要かというところなんです、この6月以降スケジュール的にはどんなことをやらなければいけないのかという点でお聞かせください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 今議会以降は、まずもって事業者の選定に入っていかなければならないというところがございます。

また、先ほども申し上げましたけれども、10月に来年度の入所の申込みが始まってきますので、その時点ではやはりどこの事業者に決まってということで、詳細な説明を行っていく必要があるというところがございます。またそれを順次行っていくながら2月にも入所決定後の説明会を行うということで、来年4月から事業開始というようなスケジュールで考えております。

◎委員（梅村 均君） あと、医療的ケア児のサービスが行われていますけど、この辺まで含めていけるのかどうかというのが分かるようであれば教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 医療的ケア児につきましては、やはりその子その子の個別の事情につきましては、入所の前から詳細な打合せ、面談等を重ねる必要がございます。現状でも、現在受入れている医療的ケア児については、そのように対応してきておりますので、入所決定も市の業務として委託にはしないので、支援は直接の業務とします、それと関連しまして医療的ケアの児童に対する看護師の配置等、そういったことにつきましては市のほうで、これはまた別の委託費が必要になってきますけれども、そちらで実施していくということで考えております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） 県内の他市町、ほかの自治体の民間の放課後児童クラブに子どもを預けている利用者の方からの御意見を聞いていたりするんですけど、本当によしあしというか様々で、この事業者の選定というのは本当に慎重に行われなければならないところなんだなというところを実感しているところなんですけれども、気になっているのは今勤務されている職員の方々、会計年度任用職員の方々の処遇であるとか、また本人の皆さんの御意向の確認、雇用が継続されるのかどうかといったところの配慮が考えられて

いるかどうか教えていただきたいです。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 正規職員につきましては、先ほども申し上げましたけれども児童館の機能の充実化というところが非常に今後重大なテーマになってきますので、そちらのほうにシフトをしていきながらも、職員の中からは引き続きやはり児童クラブのほうも関わりは持っていきたいというふうな意見も出ていますので、そちらは何か行事を合同でやるとか打合せに参加していくとか、そういったようなことで関わりを持っていくという形を考えております。

会計年度任用職員につきましては、基本的には新しい事業者のほうで引き続き働いていただきたいというふうに考えておりますので、それに応じていただける事業者を選定していくつもりでございます。あとは、実際にはそこでは、現在の年収は維持しての継続の雇用というのを求めています。それに応じていただけるかどうかというのは、それぞれの会計年度任用職員の判断に委ねるところであるかなというふうには考えております。

◎委員（塚崎海緒君） 分かりました。

あともう一点なんですけれど、やはり利用者の負担がどうなっていくのかというところで、利用料がちょっと値上げされた後のこういった民間の委託の話なんですけれども、やはり先ほど長期休業中の昼食提供などもサービスとして充実してくるなというところで、その利用料には影響はないのか。先ほど据え置くというお話も聞いていたんですがどうかを教えてください。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 放課後児童クラブのほうは、現在、放課後児童健全育成手数料を市で徴収しております。

3月の議会のところで、10月からの値上げというところは議決いただいたところでございますけれども、これは市全体の方針としての適正な利用者負担というところを求めるところでございますので今回の委託化とは関連はしていないというところで、そういった点では現状、それ以外で放課後児童健全育成手数料が変わるということは、現時点では予定はしていません。

一方で、そういった長期休業期間中の昼食の提供につきましては希望制を前提として実費で保護者に負担はしていただくということを考えてはおります。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（梅村 均君） 唐突で申し訳ないですけど、放課後子ども教室と放課後児童クラブを一つにしていたほうがいいんじゃないかという流れが過去にあって、全国的にそうやっているところもあるんですけど岩倉市では今そういう流れがあるのかどうか、であるならば、この民間委託は支障にな

らないのかということでお聞きしたいです。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 放課後子ども教室に関しましても、やはり今おっしゃられたとおり放課後児童クラブと一体的な推進というところで、実際に他市でも長久手市とかはそういったような取組を行っているというふうに聞いておりますので、それもプロジェクトの中で検討はいたしました。検討をした結果、やはりまず一番の壁となるのは学校の施設がなかなか、それほどのスペースを確保するのが難しいというところがございますので、そういったようなところで放課後子ども教室のところは一旦やはり切り離して放課後児童クラブのほうを進める、そういった結論に至っております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

◎委員（木村冬樹君） 今の質疑の答弁でちょっと気になるところが、やはり現在の正規の職員については児童館のほうにシフトしていくということで、ただ、児童クラブのほうにも一定は研修とかには関わるという話です。学校の施設を使っているということもあって、学校との連携なんかも必要になってくるわけですが、適正な請負状態を確保するというのが非常に難しいんじゃないかなというふうに思いますが、そこはしっかりと対応できるということでしょうか。

◎こども家庭課長兼地域交流センター長（佐久間喜代彦君） 適正な請負状態という点で、やはり冒頭でお話ししましたとおり、プロジェクトで検討していく過程において民間事業者が立ち行かなくなった事例等も確認をしました。その中では、やはり大きなところだと独立採算の形を取って事業を実施しているという形態が多く見られまして、そうしますと、やはり利用料を数万円取っても立ち行かないとか、そういった事例が多かったです。

また、それ以外にも指定管理者という形を取っているところも数多くあって、そちらもやはり利用料金制というか利用料収入を一部事業費に組み込んでという形で資金繰りが厳しくなったという事例が多かったので、そういったことを勘案して、私どもとしては委託事業、事業の範囲は児童クラブの運営に限った部分として、さらに事業費としても、先ほどお答えしたとおり経費的な効果というのは非常に小さいですけれども、それよりも必要な人員の配置、そのための予算措置を優先するといったことを考えて進めてきたものでございます。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

放課後児童クラブ運営委託料関連でほかに質疑はございませんか、よろし

いですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、一旦次に移りたいと思います。

第2表 債務負担行為補正の中の主に総合体育文化センター及び屋外スポーツ施設指定管理料についての質疑はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） 総務委員会での質疑ができなかった部分がありまして、議案第40号で、工期が3月31日までになっていて、指定管理は4月から始まるので、供用開始の工期の遅れの問題と、あと供用に対応できるのかという、このスケジュールがこういうふうでいいのかなというところがとても疑問があります。供用開始準備を含めて、トラブルなく指定管理へ移行していけるスケジュールになっているのか教えてください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 石仏公園の工期につきましては都市整備課のほうとも調整をしながら、現状は3月31日となっておりますので、4月1日から順調に指定管理による運営ができるように調整を図ってまいりたいと思っています。

◎委員（塚崎海緒君） 40号の質疑の中でも、今のところ工事は遅れずにいけるのかなという、ただ今後の情勢は分からないというところで指定管理との契約というのがずれていくことが考えられるのか、そのままスタートするのかというところを教えてください。

◎生涯学習課長兼生涯学習センター長兼総合体育文化センター長（中野高歳君） 万が一公園の整備のほうが遅れるということになれば、当然その間は指定管理による運営ができない状態ですので、その場合は遅れるということも当然想定には入れております。

◎委員長（水野忠三君） よろしいですか。

ほかに質疑はございませんか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） それでは、第2表 債務負担行為補正全体で質疑はございませんか。

聞き残しはよろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、第2表 債務負担行為補正についての質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

◎委員（梶谷規子君） 議案第60号、令和8年度6月補正予算について反対の立場で討論をさせていただきます。

この補正予算の車検見積手数料や様々な生活保護の部分、システム管理委託など、山車の問題や土木費、消防費とか、全て必要な補正予算だと考えますが、1点、放課後児童クラブ運営委託料について賛成できないということで反対をさせていただきたいと思います。

放課後児童クラブを民間委託にしていくということが、議員に対しては4月の全員協議会の中で初めて聞いてきたことです。公共の事業を民間に委託するという大きな方針転換は、1年後に実施するというような中での短期での議会や市民への提案というのは、あまりにも急過ぎるのではないかと考えます。やはり公共から民間へという、大きな方針転換というものは、きちんと1年前から説明責任をきちんとしていくことが求められるのではないかと考えます。

今までの質疑の中でも本当に民間事業者に委託していいのか、今の正規職員の方たち、もちろん児童館がこれまでも中学生、高校生の18歳までの居場所づくりとして児童館の問題を非常にこの間頑張ってきている中身は決算の中でも具体的に示されてくる中で、大変大事なことだとは考えています。そういった中で、放課後児童クラブと児童館の掛け持ちである正規職員の皆さんの大変さというのも十分過ぎるぐらい認識しているつもりです。

しかしながら、この放課後児童クラブをより質の高い事業を目指すということでの現在の急な方針転換に対して、現在の段階ではまだ賛成するというわけにはいかないために反対という立場を取らせていただきます。

◎委員長（水野忠三君） 賛成討論はございませんか。

◎委員（伊藤隆信君） 議案第60号「令和8年度岩倉市一般会計補正予算（第1号）」について賛成の立場で討論をいたします。

本補正予算は歳入歳出それぞれ7,735万5,000円を追加し、総額209億9,735万5,000円とするものであります。

また債務負担行為として、放課後児童クラブ運営委託料に5億6,629万7,000円、総合体育文化センター及び屋外スポーツ施設指定管理料に5億6,357万7,000円を限度額として設定するものであり、いずれも市民福祉の向上と本市の公共サービスの持続可能に直結する重要な予算であると評価をいたします。

特に、放課後児童クラブ運営委託料の債務負担行為の追加については、民間の専門的なノウハウを効果的に活用することで今後の岩倉市の子育て環境を大きく前進させるものであると考えます。

その理由は、大きく次の4点であります。

第1に、児童への多様な遊びや学習プログラムの提供が可能となる点です。

事業者が持つネットワークや実績を生かし、外部講師の招聘や独自の行事を実施することで子どもたちがより豊かで充実した放課後を過ごすことができます。

第2に、安定的な人員確保と人材育成の強化です。

深刻化する人手不足の中にあって、事業者の広範な採用活動によって必要な人員を確保し、独自のカリキュラムによる研修を通じて指導員の質の向上と子どもの安全・安心を両立させることができます。

第3に、夏休みをはじめとする学校長期休業期間中の昼食の提供が実現する点であります。

これは多くの保護者から極めて要望が高かったものであり、民間事業者の円滑なシステム導入により子育て世代の負担を大きく軽減することが期待できます。

第4に、正規の児童館職員の負担軽減とそれによる児童館機能そのものの充実です。

現場の負担を分散させることで、子どもたちの新たな居場所づくりや地域に根差した児童館本来の役割をさらに発展することが可能となります。

以上のことから、本補正予算及び債務負担行為の追加は財政の健全性に配慮しつつも市民ニーズに対して迅速かつ的確に応え、次世代への投資として大変有効なものであると確信をいたします。

委員の皆様方の御賛同を心からお願いを申し上げ、賛成討論といたします。以上です。

◎委員長（水野忠三君） ほかに討論はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 先ほどの榎谷委員の反対討論と重複する部分もありますが、もう少し単純にお話をさせていただきたいと思います。

やはり今回の補正予算全般については必要なことだというふうに思っていますが、大きな方針転換である放課後児童クラブの民間委託については現時点でやはり賛成するわけにはいかないという立場であります。というのは、この方針転換について市民周知がまだ不十分だということなんですね。この補正が通った後に説明に入っていくということで、10月の申込期間に入ったら具体的な提案が、業者も決まってそこから説明していく、そういう段階で

ありますので、やはりこの時点での民間委託の債務負担行為の補正については、私としては早計ではないかなというふうに思うわけです。

それと質疑の中で、これまでの児童クラブに関わっていた職員について、正規職員については児童館のほうにシフトをして、そちらの充実を図っていくということですが、一定児童クラブの運営にも関わっていくような答弁がありました。また、会計年度任用職員については、新たに選定される事業者のところで雇用してもらおうような形での提案になってくるといような話がありました。そういった点も含めまして、本当に適正な請負体制になっていくのかなということと、それとなぜ民間委託にするのか、長期休業中の昼食の提供は確かに大きな変更で、改善点だとは思いますが、運営でそこを変えていくということがまだ十分な説得力を持って提案されているというふうには感じられないという点があります。

そういった点で、現時点でこの放課後児童クラブの民間委託については賛成できないという立場で、この議案については反対をさせていただきます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに討論はございませんか。

◎委員（塚崎海緒君） 私も、反対の立場で討論をさせていただきます。

私も、本当に必要な補正予算であり全体的に賛成するものなのですが、やはり民間委託の部分に関して全協で報告いただいてからこの短期間、ほかの自治体の、特に利用者の方々の声を聞いてみました。

様々な声があります。

先ほどの質疑の答弁の中でもあった撤退が事業者で行われたときに、とても困る状況が起こり得るところもリスクとして考えていかなければならないと思っています。

子どもたちの安全・安心と、また継続的に利用できるというところの確保をしていくというところを考えていかなければならないし、また、この件に関して議員もまだ勉強が不足しているのではないかと考えています。やはり、この民間委託に移行していくというところでメリットももちろんあると思いますが、様々なリスクを議員自ら勉強してからしかこの議案に関して賛成することができないと考えていますので反対いたします。

◎委員長（水野忠三君） ほかに討論はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、討論を終結し、採決に入ります。

議案第60号「令和8年度岩倉市一般会計補正予算（第1号）」について、

賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手多数であります。

採決の結果、議案第60号は賛成多数により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

続いて、議案第61号「令和8年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑は歳入歳出全般にわたっての質疑といたします。

質疑はございませんか。

◎委員（木村冬樹君） 歳出の介護保険システム改修業務委託料についてお聞かせください。

令和8年度に介護報酬を定例というか臨時的に改定するという、そういう流れになってきているというふうに思います。

それで、このシステム改修の中身ですね。介護を受けている方々の負担が増えるケースも生じてくるのではないかなというふうに思いますが、介護報酬改定の説明資料にありました食費の基準費用額の問題、それから補足給付の負担限度額の見直しというふうに示されておりますが、こういった施設やこういったサービスを受けている人たちが影響を受けていくものなのかということも含めまして、今回の報酬改定の中身を分かりやすく説明していただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

今回システム改修に伴う令和8年度介護報酬改定の内容ですけれども、食費の基準額が変更になると、この食費の基準額というのは特別養護老人ホームであったり介護老人保健施設、あとはショートステイを利用する際に食費がかかるんですけれども、こちらの基準費用額が1日当たり100円引き上げられまして1,545円というふうになります。これについては、近年の食材料費の上昇であったり一般的な食事料金と施設の料金の差が生じているというのを踏まえたものでの変更になります。

また、介護保険の補足給付ということで、低所得者の人に対して、先ほど

の特別養護老人ホームであったり、介護老人保健施設の施設入所者であったり、ショートステイの利用時に係る食費とあと居住費、そちらに対して補足給付をしているんですけれども、その補足給付に対する利用者負担額の限度額が一部の負担、所得段階の部分の方に引上げがされるものでございます。

具体的には、食費では非課税世帯で合計所得金額が82万6,500円から120万円の方、利用者負担段階でいうと第3段階の①という段階のところになりますけれども、こちらが1日当たり負担限度額が30円引き上げられまして680円となります。

また、非課税世帯で合計所得金額が120万円を超える方、ここについては利用者負担段階、3段階の②という段階になりますけれども、こちらの方につきましては利用者負担の限度額が引き上げられまして、1日当たり60円引き上げられまして1,420円になるというものでございます。

あと居住費の部分については、居住費については非課税世帯で合計所得金額が120万円を超える方、第3段階②の段階の方ですけど、こちらの方についての居住費が1日当たり100円引き上げられるという限度額が変更になるものが、今回のシステム改修に係る介護報酬改定に係る部分の内容となります。

◎委員（木村冬樹君） 非常に、大体は把握できたんですけど、補足給付のほうの負担限度額の見直しというのはだからこれもやっぱり利用者の負担増になるという、そういう中身で確認させていただいてよろしいでしょうか。

◎長寿介護課長兼老人憩の家所長兼多世代交流センター長（浅田正弘君）

こちらの利用者負担限度額は、利用者負担段階3段階①の方ですと食費でいうと30円利用者負担が引き上げられるということになりますし、第3段階②の方であれば、食費でいえば1日60円利用者負担が増える。

あと、居住費の部分でいいますと、第3段階②の方は1日当たり利用者負担が100円増えるというような負担増になるということでございます。

◎委員長（水野忠三君） ほかに質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。お諮りいたします。

委員間討議を省略したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第61号「令和8年度岩倉市介護保険特別会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第61号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

（休 憩）

◎委員長（水野忠三君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

続いて、議案第62号「令和8年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

当局の説明はいかがいたしましょう。

〔「省略」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 当局の説明を省略し、直ちに質疑に入ります。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

〔挙手する者なし〕

◎委員長（水野忠三君） ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。

委員間討議を省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、委員間討議を省略します。

次に、議案に対する討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 討論はないようですので、直ちに採決に入ります。

議案第62号「令和8年度岩倉市上水道事業会計補正予算（第1号）」について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

◎委員長（水野忠三君） 挙手全員であります。

採決の結果、議案第62号は全員賛成により原案のとおり可決すべきものと

決しました。

以上で、当委員会に付託されました議案は全て議了いたしました。

なお、本委員会の委員長報告の文案につきましては、正・副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎委員長（水野忠三君） 御異議なしと認め、そのように決しました。

以上で、財務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。